

議案第50号

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例（平成24年さいたま市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 [略] 第6章 特例措置及び専用道路（第39条— <u>第44条</u> ） 第7章 道路標識（ <u>第45条</u> ） 附則 （交通安全施設） 第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、 <u>自動運行補助施設</u> 、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。 <u>（歩行者利便増進道路）</u> <u>第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道</u>	目次 第1章～第5章 [略] 第6章 特例措置及び専用道路（第39条— <u>第43条</u> ） 第7章 道路標識（ <u>第44条</u> ） 附則 （交通安全施設） 第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

第7章 [略]

第45条 [略]

第7章 [略]

第44条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。